2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合	
一　第四条第二項において準用する第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目	一　前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二～五　［略］	二～五　［略］
［削る］	

2　製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合	
［新設］	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面	五　不発弾等解撤工室の内面について、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていることを、目視により検査する。
六　削除	六　不発弾等解撤工室の床面の材料の種類及び火薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。
七　［略］	七　［略］
八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備	八　解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。
九　第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置	九　解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

査する。ただし、当該測定において、既定のこう配を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。	
［新設］	
一～四　［略］	一～四　［略］
五　削除	五　削除
六　削除	六　第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面
七　［略］	七　［略］
八　遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	八　第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備
九　解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	九　第四条第二項第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置